



大学における授業および 研究活動と著作権法

基
般

竹内千春 (のぞみ総合法律事務所)

昨今の大学における授業や研究活動は、情報技術の進化とともに劇的な変化を遂げているが、法律やその周知教育が変化のスピードに追いついていないのが現状である。本稿ではeラーニングシステムや学内システムへの資料のアップロード、職務著作該当性の判断等、大学にかかわる最近の著作権法関連の問題に触れる。

著作権者の権利と、大学での講義に関連する例外規定

著作物を創作した作者には、著作物を創作した時点で、作者の人格的利益を保護する「著作者人格権」と財産権としての「著作権」が何らの手続きを要せずに発生する（著作権法第17条）。

著作権は、著作物の複製その他の利用を独占できる権利であるので、他人に禁止権を行使できる（排他的権利）。これを第三者から見ると、他人の著作物は、無断で複製、公衆送信、翻案、配布等の利用をすることはできないことになるので、原則として著作権者の許諾を得る必要がある（同法第63条2項）。しかし、著作権法には、さまざまな例外的規定が定められており、当該例外規定に該当する場合は、著作権者の許諾なしに著作物を利用することが認められている。これは、著作物等を利用するたびごとに、必ず著作権者等の許諾を受け、あるいは使用料を支払わなければならないとすると、文化的

所産である著作物等の公正で円滑な利用が妨げられ、文化の発展に寄与することを目的とする著作権制度の趣旨にかえって反することになりかねないためである^{☆1}。

これら種々の例外規定の中で、大学の講義にかかわる例外的規定は、①私的利用のための複製、②図書館等における複製、③引用、④教育機関での利用、⑤教育機関での公衆送信等、⑥試験問題としての複製、⑦試験問題としての公衆送信等が挙げられる^{☆2}。

以下、それぞれの概要を解説する。

❖(1) 私的利用のための複製

著作権法第30条1項は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、その使用する者が複製することができる旨定めている。

本規定により、教科書等の他人の著作物を、たとえば持ち運びに便利のようにコピーし、学習用に利用することは、原則として私的利用の複製として著作者の許諾なく可能である。

私的利用のための複製の要件としては、個人的関係という私的領域での使用目的複製に限られる。企業や大学の内部で使用する目的で複製する場合は、頒布目的がなかったとしても私的使用目的とは言えない。現実には、私的使用目的の要件を満たさない複製が大学等で広く行われているが、これらの行為は違法であり、この問題を解決するために日本複写

☆1 http://www.bunka.go.jp/chosakuken/gaiyou/chosakubutsu_jiyu.html

☆2 2012年6月27日に交付された著作権法の一部を改正する法律では、新たな著作権制限規定が設けられた。写真撮影等において本来の対象外の著作物が付随して対象となる、付随対象著作物の利用（著作権法第30条の2）、許諾を得るための検討等の過程に必要と認められる利用である、検討の過程における利用（同法第30条の3）、技術の開発または実用化のための試験の用に供するための利用（同法第30条の4）、情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用（同法第47条の9）等がこれにあたる。

☆3 <http://www.jrrc.or.jp/>

権センターの制度^{☆3}があり、これらの複製に対し、対価徴収を行っている。

私的利用該当性が争われた判例

人気作家らが、本や雑誌をページごとに分割し、機械で読み込み、電子データ化する「自炊」行為を個人からの依頼を受けて有償で請け負う業者は著作権違反だとして、東京都内の自炊代行業者を提訴した「自炊」代行訴訟^{☆4}では、自炊代行業者の行為が複製に当たるか、複製に当たる場合、複製行為を行っているのは依頼者個人か自炊代行業者かが争点になった。自分の本を自分で自炊する行為が私的利用として著作権侵害にならないのであれば、個人が代行業者を手足として使って複製しているに過ぎないとの解釈が成り立つ場合、自炊業者に著作権侵害行為はないことになる。しかし、判決は、自炊代行は「個人利用目的の複製とはいえない」とした上で、複製を中心的に行っているのは代行業者と認定し、自炊代行業者への複製差止を認めた^{☆5}。

自動複製機による複製の例外（著作権法第30条1項1号）

私的利用目的であっても、公衆の使用に供することを目的として設置された自動複製機器を用いて複製する場合は、私的利用による権利制限の対象外とされている（同法第30条1項1号）。自動複製機器による複製が権利制限の対象外とされた趣旨は、多量の質の高い複製物を容易に作成することが可能であるため、これらによる複製の場合は、私的使用目的の複製でも著作権者の経済的利益に影響を及ぼす危険があるからとされる。その機器は、公衆の使用に供することが目的であれば、要件を満たし、営利目的で設置されたものに限らず、公民館や図書館等に非営利目的で設置されているものも含まれる。

このような自動複製機器を用いて私的使用目的で複製を行った場合は、不可罰（同法第119条1項括弧書き）であるが、「営利を目的として」自動複製機器を複製に使用させた者は、複製と同じ罪に処せられる（同法第119条2項2号）。設置者は著作権侵害の幫助ではなく、独立の犯罪として構成される。ただし、文献複写に関しては当分の間適用除外とされており（附則5条の2）、この限りでは誰も、民事刑事ともに責任を負わない^{☆6}。

技術的保護手段の回避による例外（著作権法第30条1項2号）

デジタル機器の発展によって複製が容易になると、権利者側も技術的保護手段を施して自衛をするようになる。私的使用目的であっても、その事実を知らながらこの保護手段を回避して複製を行った場合は、権利制限の対象外とされる。技術的保護手段が施されている著作物については、それらが無断で複製され流通されることはない前提でビジネスモデルが構築されている、著作権者の当該期待を保護する必要があると考えられたからである^{☆7}。

違法ダウンロードの例外（著作権法第30条1項3号）

2009年の著作権法改正で、私的使用のための複製であっても、違法に公衆送信されているものであることを知らながら受信してデジタル方式で録音・録画することは複製権侵害となることになったが、改正当初は不可罰とされた（同法第119条）。しかし、2012年の改正で、同条に3項が加わり、有償著作物等の著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音または録画を故意に行った場合には刑事罰が科せられるようになった（同法第119条3項）。

☆4 東京地判平成25年9月30日。

☆5 本判決以前に、2011年1月には、まねきTV事件とロクラクII事件判決の2つの最高裁判決が出ている（それぞれ、最高裁平成23年1月18日、最高裁平成23年1月20日）。まねきTV事件判決では、放送事業者と一般利用者のどちらが、送信可能化または公衆送信を行っているか、ロクラクII事件判決では、放送事業者と一般利用者のどちらが複製を行っているか、が争点となった。双方、行為の主体が一般利用者と認定されれば、私的利用として著作権の侵害がないと考えられる可能性があった。ベースステーションに本件放送の入力をしているのは放送業者であること（まねきTV事件）、複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における重要な行為をしているのは放送業者であること（ロクラクII事件）等を理由に、両判決とも行為の主体は放送事業者であると認め、私的使用目的による例外を認めなかった。本文の自炊代行判決はこれら最高裁判決の流れを受けた判断と言える。

☆6 中山信弘『著作権法』244から247ページ（有斐閣、2008年）参照。

☆7 中山・前掲註（6）246ページ参照。

❖(2) 図書館等における複製

著作権法第31条は、図書館等においては、営利を目的とせず、調査研究の用に供するために公表された著作物の一部分の複製物を1人につき1部提供することができる旨定めている。

図書館において一定限度での複製が認められないと図書館利用者にとって不便であり、図書館機能が低下するためである。

図書館で複製が認められるのは次の3つの場合である。

利用者の求めに応じて、調査研究目的に供するために公表された著作物の複製物の一部分を1人に1部提供する場合（1号）

本号により複製が認められるのは、著作物の一部分である。どの程度の複製であれば、「一部分」の複製として許容されるかは説が分かれるが、著作物全体の半分以上であることが必要と説かれることが多い^{☆8}。

また、発行後相当期間を経過した「定期刊行物」に掲載された個々の著作物（たとえば雑誌の中の一論文）については、全部の複製が認められる（1号括弧書）。販売が終了していれば、権利者の利益が害されるおそれが少ないであろうから、相当期間とは、市場からその定期刊行物の販売が終了する期間が目安となる^{☆9}。

規定では、図書館が複製主体となることを定めているが、図書館の職員自ら複製することまでは必要なく、事実上は、図書館の利用者がコイン式複写機を用いて自ら複製する場合が多い。図書館が利用者を手足として用いている場合は、このような場合でも図書館が複製主体には変わらない。

なお、全国公共図書館協議会の「公立図書館における複写サービスガイドライン」は、本号の『著作物』の単位は表-1の判断基準によるものとしている。

上記サービスガイドラインによると、複数の論文

ア)	書籍（単行本）は、1作品をもって、1つの著作物として扱う。
イ)	複数の短編、論文等から構成される書籍は、個々の作品・論文をもって、1つの著作物として扱う。
ウ)	絵画や写真は1作品、1図版をもって1つの著作物として扱う。 以下略

表-1 著作物の単位

等から構成される書籍は個々の論文をもって1つの著作物として扱われることになるため、論文全体を複写することは、「著作物の一部分」に該当しなくなり、本条による保護は受けないこととなる。

図書館資料の保存のために必要がある場合（2号）

崩壊した本を複製によって新しい媒体に替え、保存する場合等である。

他の図書館の求めに応じて複製をする場合（3号）

絶版等の理由により入手が困難な場合等である。

❖(3) 引用

著作権法第32条1項は、公表された著作物は、公正な慣行に合致し、かつ「報道、批評、研究その他」の引用の目的上正当な範囲内であるならば、引用して利用することができる旨定めている。

他人の著作物の表現は、許諾なしに利用できないのが原則である。しかし、他人の著作物の利用は、新たな著作物の創作にとって、重要な意味を持つ。報道・批評・研究等において、他人の著作物の表現を利用する必要性は高いため、著作権法上も「引用」を認めている。一方、無制限の引用を認めては、著作権者の保護がされない。そこで、同法第32条による調整を図っている^{☆10}。

パロディモンタージュ事件最高裁判決では、「引用にあたるというためには、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければ

☆8 中山・前掲註(6)253ページ参照。ただし中山氏は複製物の半分以上しか複製できないとすると、百科事典の一項目も1つの著作物であり、その半分以上しか複製できなくなり、あまりに実情を無視したものと批判している。

☆9 中山・前掲註(6)254ページ参照。

☆10 中山・前掲註(6)256ページ参照。

①	すでに公表されている著作物であること
②	利用方法が「公正な慣行」に合致していること（例：自分の考えを補強するためなど作品を引用する「必然性」があること）
③	利用の目的が、報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること（例：引用の分量については引用される部分（他人の作品）が「従」で自ら作成する部分が「主」であること）
④	引用部分について、カギ括弧などを付して、明確にすること
⑤	著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

表-2 著作権者の了解なしに引用できるための条件
(著作権法第32条1項)

①	営利を目的としない教育機関であること
②	授業を担当する教員やその授業等を受ける学習者自身がコピーすること（ただし、指示に従って作業する人に頼むことは可能 ^{☆15} ）
③	本人（教員または学習者）の授業で使用する
④	コピーは授業で必要な限度内の部数であること
⑤	すでに公表された著作物であること
⑥	その著作物の種類や用途から判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
⑦	原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

表-3 著作権者の了解なしに利用できるための条件
(著作権法第35条1項)

ならない」と述べ、引用が許容される要件として、①明瞭区分性、②主従関係の2要件を立てた^{☆11}。

最高裁の述べる当該2要件と、著作権法第32条の文言との関係は明確ではないが、論理的には、まず引用であるか否かが分析され、ついで、同法第32条に規定する、「公正な慣行」であるか、「正当な範囲」であるかが分析されるべきと解されている^{☆12}。

また、同法第48条は、出所の明示がなされていることも要求している。

文化庁長官官房著作権課のパンフレットでは、引用として認められるには表-2の要件を満たす必要がある^{☆13}としている。

❖(4) 教育機関での複製

著作権法第35条1項は、教育を担当する者やその授業を受ける者（学習者）が授業の過程で使用するために著作物を複製することを、著作者の許諾なしで許容している。インターネットを通じて得た著作物をダウンロードしたり、プリントアウト・コピーして教員等が教材作成を行ったり、学習者が教材

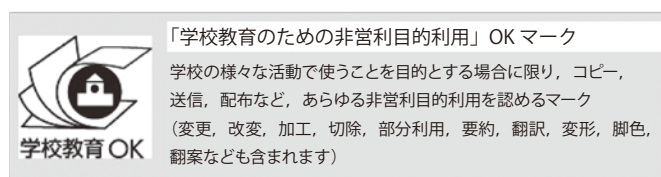


図-1 「学校教育のための非営利目的利用」OK マーク

としてコピーしたものを他の学習者に配布して使うような場合にもこの例外が適用される。

教育機関での複製としての例外に該当するための要件は表-3の通りである^{☆14}。

また、文化庁が制定する「学校教育のための非営利目的利用」OK マークが付された著作物は学校教育のための非営利目的に限り自由に利用できる^{☆16}（図-1 参照）。

❖(5) 教育機関での公衆送信等

著作権法第35条2項は、学校・公民館など「主会場」で行われる授業を「副会場」に同時中継（公衆送信）する場合に、主会場で用いられる教材を副会場（公衆）向けに送信する場合も、著作者の許諾なしに公衆送信を認めている。

☆11 最三小判昭55.3.28民集34.3.244。写真家である原告は、スキーヤーが雪山を滑り降りる場面のカラー写真の著作者であったところ、グラフィックデザイナーである被告は、原告の当該写真の一部をカットして白黒に複製した上、原告の許諾なく、写真右上に車のタイヤを合成してモンタージュ写真を作成し、自分の作品として週刊誌等に発表した。最高裁では、被告の行為は原告の著作者人格権を侵害するものか、あるいは引用に該当するのかが争われたが、本件モンタージュ写真は本文に挙げた引用の2要件を満たさないと判断された。

☆12 中山・前掲註(6)260ページ参照。

☆13 http://www.bunka.go.jp/chosakuken/hakase/pdf/gakkou_chosakuken.pdf

文化庁長官官房著作権課作成パンフレット「学校における教育活動と著作権」。

☆14 前掲註(13)参照。

☆15 <http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/outline/8.html> 文化庁著作権なるほど質問箱

☆16 自由利用マークには「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク、「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク、「障害者のための非営利目的利用」OKマークの3つの種類がある。文化庁が制定したマークで、著作者が自分の著作物を他人に自由に使うことによってよいと考える場合に、その意思を表示するマークである。「学校教育のための非営利利用」OKマークは、学校のさまざまな活動で使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布などあらゆる非営利目的利用を認めるマークである。

①	営利を目的としない教育機関であること
②	「主会場」と「副会場」がある授業形態であること
③	送信は「授業を受ける者」のみへの送信であること
④	「主会場」から「副会場」に対し行われる送信は、「同時中継」であること
⑤	「主会場」において、配布、提示、上演、演奏、上映、口述（講演、朗読など）されている教材であること
⑥	すでに公表された著作物であること
⑦	その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
⑧	原則として、著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

表-4 著作権者の了解なしに利用できるための条件
(著作権法第35条2項)

教育機関での公衆送信としての例外に該当するための要件は表-4の通りである^{☆17}。

本項は、2003年の改正において創設された。情報通信技術の発展によって遠隔授業が多用されるようになったことを受け、インターネット等によって副会場に送信することを認めたものである。上記要件から明らかなように、主会場と副会場での授業形態が同じでないと本項による例外は認められない。

❖(6) 試験問題としての複製等および公衆送信

同法36条1項は、入学試験や採用試験などの問題として著作物を複製することを、同条2項は、インターネット等を利用して試験を行う際に公衆送信することを、それぞれ著作者の許諾が要らない場合として規定している。

試験問題としての複製および公衆送信としての例外に該当するための要件は表-5の通りである^{☆18}。

以上のとおり、試験問題として複製、公衆送信する場合、営利目的であっても著作者の許諾は要らないが、営利目的の場合は、著作権者に補償金を支払わなければならないのが、他の例外規定と異なる点である。

①	すでに公表されている著作物であること
②	試験・検定の目的上必要な限度内の複製や送信であること
③	「営利目的」の試験・検定の場合は著作権者に「補償金」を支払うこと
④	その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと（ヒアリング試験用のテープなど、各試験会場でそれぞれ購入することを想定して販売されているものを送信すること、誰でも回答者として参加できるような形で送信すること等は対象外）
⑤	原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

表-5 著作権者の了解なしに利用できるための条件
(著作権法第36条)

❖(7) 著作権法違反の効果

上記(1)～(6)のような著作権法が定める例外規定に該当しないにもかかわらず、著作権者等の許諾を得ずに他人の著作物を利用する等の著作権法違反行為を行った場合は、民事責任としては、著作権者からの損害賠償請求、著作物使用の差止請求、刑事事件としては、権利者の告訴につき、懲役刑や罰金刑が科され得る。

大学研究者が作成した論文等の著作権

❖職務著作（著作権法第15条）

著作権法第15条1項は、法人その他の使用者の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成のときにおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする、と規定している。

同法第2条1項2号では、著作者とは、「著作物を創作する者をいう」とされ、同法17条1項では、著作者は著作者人格権および著作権を享有するとある。よって、著作権は原始的に自然人たる創作者に帰属するのが原則である。

ただし、大学等の研究機関の研究者として職務上

☆17 前掲註(13)参照。

☆18 前掲註(13)参照。

作成した場合には、(同法第 15 条 1 項の要件が満たされる場合には)、職務著作として、法人である研究機関が、著作者となり、当該研究機関に著作権が原始的に帰属する。これによって、著作権だけでなく、著作者人格権も法人等の使用者に原始的に帰属することとなる^{☆19}。

❖ 職務著作の要件

著作権法第 15 条 1 項は、職務著作の要件として、①法人等の発意に基づくこと、②法人等の業務に従事する者が職務上作成するもの、③法人等が自己の名義で公表するもの(ただし、プログラムの著作権については当該要件は不要(同法第 15 条 2 項))、④作成のときの契約、勤務規則、その他に別段の定めがないこと、の 4 つの要件が規定されている。

❖ 職務著作に関する判例^{☆20}

北見市等と、被告北見工業大学が行った共同研究につき、1993 年度から 2003 年度まで研究代表者を務めていた被告大学の准教授たる原告は、2003 年度研究報告書に関する著作権および著作者人格権を自己が有すると主張し、原告が参加していない 2004 年度、2005 年度の報告書に被告大学が 2003 年度研究報告書の一部を写して大学名義で複製、頒布したことは、原告の著作権を侵害すると主張し、これらの複製・頒布の差止めおよび損害賠償を求めて提訴した。

本件で、裁判所は、まず、①法人等の発意に基づくもの、の要件について、共同研究が北見市等からの申請を受けて被告大学内部における意思決定を経た後、共同研究契約に基づき実施されたものであるとして、被告の発意性を認めた。

また、②法人等の業務に従事する者が職務上作成したもの、の要件について、本件共同研究が、被告大学と原告との間の共同研究契約に基づいて実施されたことから、契約上の義務の履行として作成されたものとし、当該要件を認めた。

次に、③法人等が自己名義で公表するもの、については、報告書の表紙下部中央に「北見工業大学地域共同研究センター」「北見工業大学化学システム工学科環境科学研究室」との記載があることから、被告の著作名義を認定した。

さらに、④契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと、の点については、被告大学が規程する「国立大学法人北見工業大学職務発明規程」が「別段の定め」に該当するかどうかについて、同規程の解釈からプログラムの著作物やデータベースの著作物は「別段の定め」にあたるとしても、これら以外の著作物については、同規程には何ら規定していないとし、当該要件を認定した。

控訴審において原告は、大学の研究活動には学問の自由が保障されることに基づく、大学の研究者の特殊性を主張したが、裁判所は、

学問の自由は重視されるが、大学が外部の団体と締結した契約に基づく研究活動についてまで、学問の自由の保障をもって職務著作の適用が制約されることにはならないと判断した。大学が外部機関と共同研究を行う際の研究の成果物が研究者個人に帰属するとなると、共同研究を行う法人等で、自由に研究の成果物を使用できないことになり、大学と外部民間機関等との共同研究の発展、拡充を著しく阻害するおそれがある、との価値判断を述べている。



☆19 中山・前掲註(6) 171 ページ。

☆20 知財高判平成 22 年 8 月 4 日。

eラーニングの素材と権利処理

eラーニングとは、情報技術を活用した新しい教育方法である。本稿「(4) 教育機関での複製」に記載したとおり、著作権法第35条1項は、教育機関における複製権、同条2項は教育機関における公衆送信を著作権の例外的制限規定として定めている。しかし、これらの例外は、教室の中で授業が行われる、いわゆる対面授業の場合に限って許容され、サーバから配信して利用するeラーニングには適用されない。同法第35条2項では、教育機関で著作物の公衆送信を行う場合は、「当該授業を同時に受けるもの」に対してのみ許容されている。つまり、インターネット等で公衆送信が認められるのは、実際に授業が行われる主会場から遠隔地の副会場に同時に生中継される場合のみであり、いつでもさまざまな場所に配信するeラーニング教材は例外規定に該当しない。たとえパスワード等でアクセスを制限したとしても、同じである。

したがって、対面授業では同法第35条1項の例外規定によって、著作者の許諾なしに利用できた著作物も、eラーニング形式の授業で利用する場合には、個々に著作者の使用許諾を受ける必要があることに注意が必要である。

著作権制限の一般規定（日本版フェアユース）の導入によって、eラーニングでの権利処理の負担が軽減されるのではとの期待の声があったが、文化

審議会著作権文化会法制問題小委員会審議の経過（2005年8月25日）によるとeラーニングの発展のために必要な措置を組み込むべきか、改めて検討することが適当である、と述べられるにとどまっている。eラーニングを例外的場合に組み込むことについては、eラーニング形態では履修者の数が大きくなることが予想され、この場合、実質的に「著作者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するのではないかと懸念がある。

eラーニングについても著作権を制限する例外規定に組み込むかについては、著作者の保護とのバランスの中で今後も検討がされると思われる。

学内システムへの資料のアップロード

著作者は自己の著作物の複製権を専有する（著作権法第21条）ので、著作物をサーバにアップロードする行為は複製に該当する。したがって、第三者の著作物を著作権者の許諾なしにサーバにアップロードするためには、著作権法が認める著作権制限の例外規定に該当する必要がある。

大学の学内システムへの著作物のアップロードは、同法第35条1項の教育機関での複製と認められるかが問題となるが、学内システムへのアップロードは同法第35条1項が定める「授業の過程における使用」には該当しないと解されている^{☆21}。したがって、著作権者の許諾なしには、学内システムへ著作物をアップロードすることはできない。

IDおよびパスワードを使って、アクセスできる人を制限したとしても、「授業の過程における使用」に該当しないことには変わりはない。

以上のように、同法第35条1項が定める、教育機関による複製の規定によっては、学内システムへのアップロードは許容されないが、第三者の著作物について同法第32条の引用の要件を満たした場合は、「公衆送信権」（同法第23条）も「利用」の形



☆21 著作権法第35条ガイドライン協議会作成の「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」も「授業の過程」における使用に当たらない例として、「校内LANサーバに蓄積すること」を挙げている。

態に含まれるので、著作権者の許諾なく学内システムにアップロードすることも可能となる。

板書／スライドの写真撮影と投稿

大学の授業で用いられる板書やスライドも、著作権法第2条1項の要件を満たすものは著作権法の保護を受ける。

これらの板書やスライドをノートにとることや写真撮影することは、複製にあたるが、学生が学習目的で当該行為を行う場合は、原則として同法第30条が定める私的使用のための複製にあたり、著作権者の許諾なしに行うことができる。

ただし、撮影した写真を個人のブログ等に掲載する行為は、不特定多数の人間による閲覧が想定されるため、「私的使用」には当たらない。仮に、当該ブログにアクセスできる人間が限定されていても、ネットワーク上での著作物の共有・公開は私的使用には当たらず、著作権違反行為となる。

まとめ

学問・研究を追及する場である大学では、教育・研究のため他人の著作物の利用が必要不可欠であり、容易に他人の著作権を侵害する危険性が高い環境にある。したがって、著作権に関する知識の収集は必須である。特に、情報技術の発展に伴い、新しい態様での著作物の利用が可能となり、特定の行為が他人の著作権侵害行為となるか否かの判断が難しい事態が数多く想定されるため、制限規定についての法改正および判例の動向は注意深くフォローする必要がある。

一方、研究者として本来、研究成果物の著作権を享有すべき状況にある場合にも、法の不知等から職務著作と判断され、著作権が原始的に大学に帰属してしまうという結果になることも考えられる。自己の著作権を適正に保護するためにも、著作権法に関する一定の法知識はきわめて重要となる。

(2013年11月15日受付)

● 竹内千春 takeuchi@nozomisogo.gr.jp

外資系広告代理店勤務後渡米し、教育学修士号を取得。8年間短期大学で専任教員を務めた後、大宮法科大学院へ進学、2009年弁護士登録。イリノイ大学へ客員研究員留学を経て、現在は、国内外の諸取引にかかわる契約実務、知的財産等を扱う。

